は、すでに論議されてきたように、行為と責任能力との同時存

同

にも充分な検討を要すると思われる問題がある。それは、ほぼ

一の事例が論者により作為による原因において自由な行為と

## 《研究ノート》

## 作為・不作為と原因におい

7

自由な行為

松進

小

を学説・判例ともに一致している。しかし、この理論についてなった状態においてなされた挙動であるという点について、行為者に責任無能力状態で実現した構成要件的結果について、行為者に責任無能力状態で実現した構成要件的結果について、行為者に責任無能力状態で実現した構成要件的結果について、行為者に責任無能力状態で実現した構成要件的結果について、行為者にでいては自由ではない)が、しかし、行為者がそのような状態おいては自由であった)ばあいをいうのであり、それが認められるばあいに責任無能力状態で実現した構成要件的結果について、行為者に責任を問おうとする理論であるという点については、原因において自由な行為が可罰的であるという点については、原因において自由な行為が可罰的であるという点については、原因において自由な行為(actio libera in causa)とは、構原因において自由な行為にないであるドイツにおいても日本においては、

為を可罰的行為とみるのである。そこに第二の問題の契機があ ものと解し、間接正犯における利用行為に相当する原因設定行 用範囲如何という問題にあるといえよう。第一の点については 設定行為を実行行為とみるか、あるいは、責任能力を失なって 為と解するのか、つまり責任能力のある時点で行なわれた原因 多数説の間にほとんど異論がない。不作為犯・過失犯にあって のばあい理論の適用を認めるかどうか見解が岐れるのである。 るからである。この批判の受けとめ方に応じて、故意の作為犯 行為として構成要件が予定する定型にあたるかという批判があ る。つまり、実行行為と解される原因設定行為が罪となるべき 以来、原因において自由な行為の構造を間接正犯とパラレルな の挙動を可罰的行為とみる見解もあるが、多数説はベーリング からの挙動を実行行為と解するのかという問題および理論の適 のである。学説の岐れる主要な点は、どの時点の行為を実行行 近代刑法の二大原則との調和をはかろうとする苦衷が窺われる れており、同じく可罰性を認めるといってもその主張は異なり、(2) づけを重視するいわゆる構成要件の理論との相克矛盾が指摘さ 在を要請する近代的責任原理と罪となるべき行為の明確な限界 とを要しないからだとされている。しかし、不作為犯のばあい は実行行為の定型性が作為犯のばあいほど厳格に認められるこ しかし、不作為犯・過失犯について適用を認めるについては、 佐伯教授のように直接犯罪的結果を惹き起す責任無能力状態で

な行為の理論構成を検討したいと思う。のであろうか。以下、この点を考察しながら原因において自由れたりしている点である。ごれはどういうことを意味しているされたり、あるいは不作為による原因において自由な行為とさ

- (2) 佐伯・原因において自由なる行為、刑事法講座二巻前野・「原因において自由な行為」概念の再検討、法経研院、一七巻二号、は原因において自由な行為の事例は何も、一七巻二号、は原因において自由な行為の事例は何も、近常の理論構成を必要とするものではなく、通常の刑法的を指令を表示していて自由な行為、法学新報七〇巻四号、
- 警察論集二一巻一二号、参照。 管察論集二一巻一二号、参照。 となる。拙稿・原因において自由な行為の理論の適用範囲、となる。拙稿・原因において自由な行為の理論の適用範囲にかいて問題が責任能力の状態で結果を惹起するばあい、あるいは責任3) 理論の適用範囲については本文に述べる以外にも、限

(昭和二七年)、三〇五—六頁。

起行為のばあいとがあるとされる。は実行行為とみられるのが原因設定行為のばあいと結果惹は実行行為とみられるのが原因設定行為のばあいと結果惹存在時期、佐伯博士還暦祝賀(昭和四三年)、四〇九頁、4) 佐伯・前掲論文、三〇八頁。なお、西原・責任能力の

適例として次のような事例を挙げるものが多い。 原因において自由な行為の可罰性を認める論者の中にはその

ある。また、作為犯を仮定すれば、たとえそれが行為者の意図

まり、 見して飲酒酩酊し、転轍すべき時点では泥酔で責任能力のない もこのばあい不真正不作為犯の成立を認める。その説くところ が、酒をのめば泥酔して転轍を怠り、客車の顚覆をひきおこす 見解が対立している。不作為犯とみる立場では「鉄道の転轍手 状態にあって転轍を怠り、列車を脱線顕覆させたのである。 能力のばあいには厳密にいえば不作為について論じえない。つ かはきわめて解答の困難な問題である。それは義務者が行為無 は次のように要約できよう。――このばあい作為犯か不作為犯 とめることは比較的容易である」とか説明される。マウラッハ が脱線転覆したようなばあい)、原因において自由な行為をみ 故意に飲酒泥酔して、定時に転轍することを怠ったため、列車 (3) な構成要件該当行為が成立し、不作為犯についても原因におい かも知れないことを知りながら、酒をのみ転轍を怠り、その結 あるいは不作為犯と認めるべきであろうか。この点については て自由な行為がありうる」とか、「故意の不作為犯につい ては (たとえば、鉄道の転轍手が、列車を脱線転覆させようとして、 ところで、このばあい転轍手の挙動は作為犯と解すべきか、 この事例において転轍手は列車を顚覆させることを認識・予 た結果を惹起した。 汽車を顚覆させた場合には不作為による汽車顚覆罪の違法 問題の時点で行為できる者だけが不作為をなしうるので

しないで汽車を顕覆すべく意図し、飲酒泥酔して彼が期待し〈事例〉鉄道の転轍手が、泥酔のため転轍すべき時点に転轍

カッツェンシュタインが原因設定行為は予備行為にほかなら

備行為の一種とされる。 備行為の一種とされる。 と関連して行なわれたとしても如何にしてブランデー一本空にと関連して行なわれたとしても如何にしてブランデーー本空にと関連して行なわれる。 と関連して行なわれたとしても如何にしてブランデーー本空にと関連して行なわれる。 と別述が存在するとしても、この事象は明白に構成をあるという為無能力はなかったものとみなされる」という原則をおる。 を超えている。このばあい作為犯か不作為犯かの区別要件の枠を超えている。 このばあい作為犯か不作為犯かの区別要件の枠を超えている。 であるという義務ある者の飲酒行為であるという原則を であるという義務者が故意に であるという真別でもないである。 であるという真別でする。 であるという点に存 であるという真別でする。 であるという点に存 であるという点に存 のだのだいことが不作為犯とされる。 という原則でする。 であるという点に存 のだして扱われる。 であるという点に存 であるという点に存 のだして扱われる。 であるという点に存 のだった。 であるという点に存 であるという点に であるという。 であるという点に であるという。 であるといる。 であるという。 であるといる。 であるといる。 である。 でする。 である。 でる。 である。 でする。 でする

不作為犯が成立するとする見解ではどの時点で認めるのであろうか。実行の著手をどの時点で認めるのであろうか。実行の著手をどの時点で認めるのである。また、原因設定行為を両間的とするならば、飲酒する時点で不在の原則を破ることになる。責任能力は不作為犯では、要求さ在の原則を破ることになる。責任能力は不作為犯では、要求されている行為を為すべき時に存在することを要するからである。また、原因設定行為を可罰的とするならば、飲酒する時点で不存為犯の要件が充たされているかが問われなければならない。

から、 為義務が具体的に発生するのは通常右に示した如き時点である 件に欠けると考えられる。つまり、不作為犯の実行行為が作為 前提たる第二の義務の違背を意味し、第二の義務が第一の義務 務から離れて存する別種のまたは一般的義務なのではなく、当 すべきでないであろう。而して、かかる第二の義務は第一の義 されている当該作為義務発生の時点が来れば、何時でもこれを とするのは妨げない。然し、作為義務者には、あらかじめ予定 うな批判に対して中教授は次のように答えられる。「転轍の作 義務の存在する以前に終了してしまっているからである。かよ の脱線顕覆を回避するためには転轍を余儀なくさせられる時点 生する時点は列車の通過する時刻が接迫したときであり、列車 ないとして原因において自由な行為の不可罰を主張した理由 の違背の関頭に立っているものと考えざるを得ない」として不 の外延であると解せられる以上は、畢竟は第一の義務そのもの ては第一の義務の外延であると考えることが出来る」のである 然第一の義務から導き出さるべき義務であり、その限りにおい 履行し得る可能状態に身を置いている義務の存することを看過 為義務の存在する以前に飲酒泥酔したばあいには不作為犯の要 する間に飲酒泥酔して不転轍に及んだのであれば問題はない が猶予しうる最後の時点であると考えられる。作為義務が存続 (麻酔注射を手段とするばあいには考えられる)が、かかる作 がここにあるのである。このばあい、作為義務が具体的に発 原因設定行為を行なうことが「右の第一の義務の必然的

作為犯を認められる。しかし、しかるべき時点において転轍器

に作為と解すべきである。

そこで、次にかような飲酒行為が列車顚覆の実行行為たりう

けるものではないであろう。したがって、飲酒行為自体を単純反するだけでは職務上の懲戒は別として刑事上の処罰を基礎づのものとして論ずることはできないであろう。第二の義務に違反することとなるかは疑問である。両者を同一る作為義務に違反することとなるかは疑問である。両者を同一を履行し得る状態に身を置いている義務」を認めうるとしても、を操作すべしという法律上の義務の外延として「何時でもこれを操作すべしという法律上の義務の外延として「何時でもこれ

無理であろう。このことは、飲酒行為そのものに殺人罪の構成を出ている目的を以て飲酒酩酊するが如きは、其の行為自体が「汽心なるいの理論を故意の作為犯に適用しようとするばあい、可罰な行為の明確性ということを考慮しなければならない。実行行為に厳格な定型性を要求する立場からはこの場合に理論の適用を拒否しなければならない。実行行為に厳格な定型性を要求する立場からはこの場合に理論の適用を拒否しなければならない。実行行為と解する立場からはこの場合に理論の適用を拒否しなければならない。実行行為と解する立場からはこの場合に理論の適用を拒否しなければならない。とでき、殺人未遂をみとめなけは、人を殺すに至らなかったときでも、殺人未遂をみとめなけは、人を殺すに至らなかったときでも、殺人未遂をみとめなければならないことになる。しかし、これは社会通念から考えてればならないことになる。しかし、これは社会通念から考えてればならないことになる。しかし、これは社会通念から考えてればならないことになる。しかし、これは社会通念から考えてればならないことになる。しかし、これは社会通念から考えてればならないことになる。しかし、これは社会通念から考えてればならないことになる。しかし、これは社会通念から考えてればならないことになる。と認知さればならない。外野博士が『列車を顕覆せるかが検討さればならない。

れる。要件的定型性をみとめることができないことを示す」と説明さ要件的定型性をみとめることができないことを示す」と説明さ

れなければなるまいと説明される。 (13) はいるでは、それらないものである」とか、原因行為に一定の犯罪的結果を実現らないものである」とか、原因行為に一定の犯罪的結果を実現自体としてすでに通常予想されるところのいわゆる定型には当らないものである」とか、原因において自由な行為の理論の適用される事件は、それ一方、このばあいに理論の適用を認める立場からは「もとも一方、このばあいに理論の適用を認める立場からは「もとも

い」と解すべきである。 な行為は「通常予想されるところのいわゆる定型には当らな に関わるものであったのである。それゆえ、原因において自由 できないばあい、それ以前の自由な原因行為をどう評価するか 者によってなされたものであるために犯罪行為と認めることが 性が認められる結果惹起行為が一時的に責任能力を欠いた行為 によらなければならないと思われる。本来、この理論は、定型 為の概念を著しく拡張するものであるから、やはり明文の規定 同時存在の原則の例外とするのは、犯罪論体系の基底となる行 為は結果惹起の時点にあるとして、原因において自由な行為を 責任主義の原則を絶対視せず、責任は原因設定の時点に実行行 両原則のいずれかの要件を緩く解せざるをえなくなるのである。 こで、原因において自由な行為の当罰性を否定しないかぎり、 主義の帰結である同時存在の要請とのアンチノミーである。そ いる。罪刑法定主義に基づく可罰的行為の明確性の要求と責任 原因において自由な行為の理論は二律背反の状況におかれて しかし、 このことは刑法の規定する犯

極めて高い危険性を帯びるのである。したがって、かような飲 ある。 その飲酒行為が転轍手によってなされたものであるという点で 量・行為者の湛酒力等を考慮しなければならないが重要なのは めにあげた事例における転轍手の飲酒行為を列車顕覆の実行行 考慮することによって反対の評価も可能であろう。では、はじ っても現実に生起した具体的個別的な生の行為のもつ特殊性を 常は構成要件の予想する類型にはあたらないとされる行為であ 際にその行為の特殊性を考慮することは許されるであろう。通 要な機能を果たしている。しかし、構成要件該当の評価をする たものである。構成要件が抽象的類型であることはその点で重 的な行為であって、現実に惹起する行為のもつ特殊性を捨象し の類型であると考えるならば、構成要件的行為とは一般的抽象 具体的個別的行為のもつ結果惹起の危険性である。結果犯とし を可罰的とすべきである。その特殊の事情とは現実に発生する 酒行為は実行行為となしうるのであり、直接結果を惹起する責 とが責任無能力状態での不転轍による列車脱線顕覆を実現する て刑法が規定する犯罪構成要件は結果惹起の危険性の高い行為 (作為)と評価できるであろうか。このばあい酒の強度・酒 行為者が転轍手であるが故にこのばあい飲酒泥酔するこ

> 意思で傍に短刀を置いて暴飲するばあい等である。飲酒して刃物を振り回す性癖のある者が対座する人を殺傷する るわけではない。責任無能力の状態であまり複雑ではない作為 べき特別の事情は直接結果を惹起するのが不作為のばあいに限 である。行為の定型を超えて原因設定行為を実行行為と評価す によって結果を生ぜしめるばあいにも考えられる。たとえば、 任能力のない時点での不作為は単なる因果の過程と考えるべき

が原因行為ないしは行為者に認められるばあいにだけその行為 とするものでもない。定型の例外となしうるような特殊の事情 たばあい、自由な原因行為のすべてを定型の例外を以て可罰的 た、原因において自由な行為と構造を同じくして結果が発生し 罪構成要件とは無関係に責任を認めるということではない。

- 刑法の判例、七六頁)をあげるばあいもある。 四七頁)、催眠剤の服用(吉川・原因において自由な行為) る行為として飲酒行為ではなく、麻酔注射(中・原因にお 長をきたすものではない。また、責任無能力状態を招来す いて自由なる行為、法学論集〈関大七○周年記念号〉、一 よるか不真正不作為によるかは原因設定行為の評価には消 三七年、一一一頁)、しかし、結果の惹起が真正不作為に る遺棄に例をとることもある(団藤・刑法綱要総論、昭和 この例のように汽車の顚覆ではなく、保護責任者によ
- Maurach, Fragen der actio libera in causa, Juris-福田・大塚・刑法総論(実例法学全集)、

六六頁。

木村・犯罪論の新構造(上)、四六二頁。

4 3 2

tische Schulung, 1961, Heft 12. S. 377. 不破・井上・刑法総論、一三五―六頁。

3

6 Strafrecht, Bd. II S. 106 ff. causa, 1901, S. Katzenstein, Die Straflosigkeit der actio libera in 53 ff., v. Bar, Gesetz und Schuld im

1

- 、 ) (8) 中・前掲論文、一五七一八頁。
- 頁。(9) 小野・原因に於て自由なる行為、法学評論上、一七七
- 12) 団藤・前掲書、一一一頁
- (11) 大塚・注釈刑法(2)のⅡ、四二四頁。(11) 植松・全訂刑法概論Ⅰ(昭和四一年)二〇一一二頁。
- 六一巻六号、七四―五頁。(13) 拙稿・原因において自由な行為の実行行為、一橋論叢
- ら。 社質、二四頁、は行為のもつ結果発生の危険性の大小が定 型性の有無を判断する具体的規準に外ならぬのではないか とされるのはこのような考えに近いのではないかられている。 とされるのはこのような考えに近いのではないかと思われ とされるのはこのような考えに近いのではないかと思われ とされるのはこのような考えに近いのではないかと思われ とされるのはこのような考えに近いのではないかと思われ とされるのはこのような考えに近いのではないかと思われ とされるのはこのような考えに近いのではないかと思われ とされるのはこのような考えに近いのではないかと思われ とされるのはこのような考えに近いのではないかと思われ
- (15) 植松・前掲書、二〇〇―一頁。

## Ξ

起の挙動の原因であるのか、学説は明瞭を欠くように思われる。いうばあい責任無能力状態を招来する原因か、あるいは結果惹いうばあい何に対する原因を設定する行為であろうか。原因と囚行為が作為か不作為かによるべきである。そこで原因設定と囚行為が作為か不作為かによるべきである。そこで原因設定と囚行為が作為か不作為かによるべきである。そこで原因設定との評価にあるといえよう。瑕疵ある状態において行為者が結果の評価にあるといえよう。瑕疵ある状態において行為者が結果原因において自由な行為の理論の中心は自由な原因設定行為

概念的には分けて考察すべきであると思われる。起の挙動の原因となっているばあいも多いであろう。しかし、であろうし、また責任無能力状態を招来する原因行為が結果惹

という過失犯の注意義務と不作為犯における作為義務を混同し とされ、判例が不作為犯を認めたのは「乳房を離すべきである は「乳房をふくませたまま添寝就眠した行為」が可罰的である と(不作為)が可罰的であるとされる。これに対して木村博士 ことが出来よう」とのべられ過失により乳房を離さなかったこ ことは、以て過失に因り乳児を死に致す行為(不作為)と為す 其の乳児の生命に対する危険を予見し得べくして予見せざりし が「覚醒の状態に在りし間に、乳房を離さざりしこと、而して 解が分れている。判例の立場を支持される小野博士はその母親 論をみないがそれが作為犯なのか不作為犯なのかについては見 る。学説は、判例が母親に過失致死罪を認めた点については異 告人の行為を不作為と解するのは適当でなく単純な作為と解す 房を離すべしという作為義務は存在しないから、この場合の被 た結果であって、母親が添寝して授乳する際には就眠の前に乳 右の事案は昭和二年十月一六日の大審院判決の事実内容であ ながら寝入ったため、その乳児を乳房で窒息死させた。 〈事例〉母親が生後一ケ月の乳児に添寝して乳房をふくませ

のは、乳児の死亡という結果の惹起に対して、添寝就眠したここの事案においてかように作為犯か不作為犯か見解が分れる

べきである」と主張される。

具体的には両者を峻別することはきわめて困難なばあいが多い

れるであろう。 から責任を問いえない状態にあり、行為というべきものはない あると考えられるべきである。睡眠中の者には意思活動がない からは「乳房を哺ませたまま添寝就眠する」ことが原因設定で て大きくするばあい実行行為とみることができると考える立場 あり、そのような状態におくことが結果発生の危険性をきわめ 原因を設定する行為とは責任能力を排除する原因となる行為で いによるといえよう。そこで原因において自由な行為のばあい とと、乳房を離さなかったことと、いずれを原因とみるかの違 が、そのような状態を惹き起こす就眠する行為は作為と考えら

実行行為といえるかの判断の際に機能する。換言すれば結果惹 れるのである。結果惹起の挙動が作為か不作為かは原因行為が きわめて大きい結果を発生させるものであるとき実行行為とさ いて考えるべきである。原因行為が責任能力を排除することが い、その作為・不作為は責任能力を排除する原因設定行為につ とが多いということである。 起行為が不作為のばあいには原因行為が実行行為とみられるこ 作為または不作為による原因において自由な行為というばあ

> (2) この点を明確にしておくことは本文にのべた点以外に (1) たとえば、すでにあげた転轍手の事例のように結果が 泥酔することが責任能力を失なう原因でもあり不作為にで 責任無能力状態での不作為によって生ずるばあいには飲酒 る原因ともなっていると考えられる。 似するが添寝する者が寝返りをうって乳児を圧死させたば ハおよびカッツェンシュタインは、本文にあげた事例に類 次のような論議を無用のものとすることになる。マウラッ あいはせいぜい原因行為を危険なものとする予備行為とす rach, ibid, S. 377, Katzenstein, ibid, S. 51 ff.)。いらせ Kindes in das Bett)が実行行為かどうか論ずる(Mau-あい、乳児を寝床に入れること (Hereinnehmen des

小野・前掲書、一七八頁。

べきである。

4 3 3 木村・刑法活きている判例、一二九頁 中・前掲論文、一五六頁註1。

(山形大学講師)